

平成 30 年度静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院  
装飾用植木賃貸借（平成 30～32 年度） 契約書（案）

地方独立行政法人静岡県立病院機構（以下「甲」という。）と (以下「乙」という。)との間に次の賃貸借契約を締結する。

(信義・誠実の原則)

第1条 甲及び乙は、信義・誠実をもってこの契約を忠実に履行しなければならない。

(内容)

第2条 乙は、「平成 30 年度静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院装飾用植木賃貸借（平成 30～32 年度）仕様書」に基づきその所有する装飾用植木を甲に賃貸し、甲はその対価として乙に賃借料を支払うものとする。

(契約期間)

第3条 この契約の契約期間は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までとする。

2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約をした日の属する年度の翌年度以降の甲の予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる。

(業務実施報告書の提出及び検収)

第4条 乙は、賃貸業務（第2条の規定により乙が実施する賃貸及び付帯業務をいう。以下同じ。）の毎月の実施状況を、翌月 10 日までに甲に報告しなければならない。

2 甲は、乙の報告を受領してから 10 日以内に確認を行うものとする。

(賃借料及び支払い方法)

第5条 甲は、乙に対し賃借料として、金 円に消費税及び地方消費税の額を加算した額を支払うものとする。

2 前項の賃借料は、年 4 回払いとし、1 回あたりの金額は、金 円に消費税及び地方消費税の額を加算した額とする。

3 乙は四半期毎の賃借終了後、賃借料を請求し、甲は正当と認める請求書を受理した日から 30 日以内に支払うものとする。

(事故報告)

第6条 乙は賃貸業務の処理中に事故が発生した場合は、速やかに甲に報告するものとする。

(立会及び監督)

第7条 甲は、必要があると認められるときは、賃貸業務の処理について立会い、その履行状況について監督することができる。

(申出義務)

第8条 乙は契約締結後の事情の変化により、この契約を遂行することが困難となり若しくは甲に不利になるような事情が生じたときは、その都度、甲に申し出て必要な指示を受けなければならない。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第9条 乙は、第三者に対し賃貸業務の全部若しくは一部の実施を委託し、あるいは請負わせ、又はこの契約によって生じる権利義務を譲渡してはならない。ただし、甲の承諾を得た場合は、この限りではない。

(秘密の保持)

第10 条 乙及びその従業員は、業務上知り得た甲に関する情報を第三者に漏らしてはならない。また、こ

の契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(損害賠償責任)

第 11 条 乙は、次に掲げる一の理由が生じたときには、その損害を被害者に賠償しなければならない。

- (1) 乙が賃貸業務の実施に関し、甲又は第三者に損害を与えたとき。
- (2) 第 13 条第 2 項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙が甲に損害を与えたとき。

2 乙は、第 13 条第 2 項の規定による契約の解除により損害を受けた場合において、甲に対し、その損害の賠償を請求することができない。

(契約の変更)

第 12 条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を変更しようとする時は、その理由を記載した書面を提出し、相手方の承諾を得るものとする。

(契約の解除)

第 13 条 甲又は乙は、天災その他その責めに帰さない理由により、この契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、その相手方に申し出なければならない。

2 甲は、次に掲げる理由が生じたときは、いつでもこの契約を解除することができる。

- (1) 乙が、契約期間内に契約を履行しないとき若しくは履行の見込みがないと認められるとき（乙の信用が著しく悪化した場合を含む。）。
- (2) 契約後、この契約について乙の不正の事実を発見したとき。
- (3) 乙が故意又は重大な過失により甲に損害を与えたとき。
- (4) 契約締結後の事情変化により、甲が賃借を継続する必要がなくなったとき。
- (5) 乙が、次のアからキのいずれかに該当した場合

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「法」という。）

第 2 条第 2 号に該当する団体（以下「暴力団」という。）

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者

ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(賃借料の処理)

第 14 条 前条の各項によりこの契約が解除された場合の賃借料の処理は、甲が認める既賃借部分に相当する金額をもって精算する。

(専属的合意管轄)

第 15 条 この契約に関する訴訟については、静岡地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とすることに合意する。

(定めのない事項の処理)

第 16 条 この契約に定めのない事項については、法令の定めるところによるほか、必要な事項については甲、乙協議の上決定するものとする。

上記の契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする

平成 30 年 4 月 1 日

(甲) 住 所 静岡県静岡市葵区北安東 4-27-1  
氏 名 地方独立行政法人静岡県立病院機構  
理事長 田中 一成

(乙) 住 所  
氏 名

## 別 記

### 個人情報取扱特記事項

#### 第1 基本的事項

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の適正な取扱いに努めなければならない。

#### 第2 取得の制限

乙は、この契約による業務を処理するため個人情報を取得するときは、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

#### 第3 安全管理措置

乙は、個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

#### 第4 従業者の監督

乙は、その従業者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の安全管理が図られるよう、当該従業者に対する必要な監督を行わなければならない。

#### 第5 再委託の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、個人情報の取扱いを第三者に委託してはならない。

#### 第6 複写又は複製の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、この契約による業務を処理するため甲から提供された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

#### 第7 資料等の廃棄

乙は、この契約による業務を処理するため甲から提供を受け、又は乙自らが作成し若しくは取得した個人情報が記録された資料等を、この契約終了後直ちに廃棄するものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

#### 第8 目的外利用・提供の禁止

乙は、甲の同意がある場合を除き、本業務以外の目的のために個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

#### 第9 取扱状況の報告等

甲は、必要があると認めるときは、個人情報の取扱状況を乙に報告させ、又は自らその調査をすることができる。

#### 第10 事故発生時における報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

平成 30 年度静岡県立こころの医療センター及び静岡県立こども病院  
装飾用植木賃貸借（平成 30～32 年度）仕様書

賃貸業務については、契約書に定めるもののほか、この仕様書の定めるところによる。

## 1 植木の規格

植木の規格は概ね次のとおりとする。

### (1) 大鉢

鉢の直径 30 cm 以上で植木の高さが 100～200 cm 程度、転倒防止具（簡易なもの）を設置すること。

### (2) 小鉢

鉢の直径 15 cm 以上で植木の高さが 20～50 cm 程度、病院備えつけのフラー ボックスに配置する。

## 2 植木の種類

観葉植物又はこれに類する植物とし、季節及び配置場所との調和を十分考慮の上、その種類を選択して配置すること。とげのある植物や葉の形が鋭利な植物などは配置しないこと。

## 3 植木の交換頻度

植木の交換は 1 か月に 1 回とし、前月と別種のものと交換すること。なお、交換実施日については、各病院担当者と協議して決定する。

## 4 植木の管理

病害及び害虫の付着による枯木を防止するため、毎月 2 回以上点検するとともに、水やりや消毒等により良好な状態を維持させること。なお、管理実施日については、各病院担当者と協議して決定する。

## 5 植木の配置数

植木の配置数は次のとおりとする。各院内の配置場所については、各病院担当者と協議して決定する。

事業所名（所在地）	大鉢	小鉢
静岡県立こころの医療センター（静岡市葵区与一 4 丁目 1 番 1 号）	7	0
静岡県立こども病院（静岡市葵区漆山 860 番地）	2	50

## 6 業務実施報告書

(1) 乙は、各月の業務実施状況を別紙様式 1 により、報告すること。

(2) 前項の業務実施報告書を請求書に添付しなければ、甲はその請求書を無効なものと見なすことがある。

## 7 その他留意事項

(1) こどもに危険が及ばないよう、とげのある植物や葉の形が鋭利な植物などは配置しないこと。

(2) 植物の搬出入にあたっては建物及び付属設備を損傷しないよう十分注意すること。